

標準都道府県議会会議規則

最終改正 令和3年1月27日

目次

- 第一章 総則（第一条—第十三条）
- 第二章 議案及び動議（第十四条—第十九条）
- 第三章 議事日程（第二十条—第二十四条）
- 第四章 選挙（第二十五条—第三十四条）
- 第五章 議事（第三十五条—第四十八条）
- 第六章 発言（第四十九条—第六十三条）
- 第七章 委員会（第六十四条—第七十六条）
- 第八章 表決（第七十七条—第八十七条）
- 第九章 請願（第八十八条—第九十三条）
- 第十章 公聴会及び参考人（第九十四条—第一百条）
- 第十一章 秘密会（第一百一条・第一百二条）
- 第十二章 辞職及び資格の決定（第一百三一条—第一百七条）
- 第十三章 規律（第一百八条—第一百十五条）
- 第十四章 懲罰（第一百六条—第一百二十三条）
- 第十五章 会議録（第二百二十四条—第二百二十七条）
- 第十六章 協議又は調整を行うための場（第二百二十八条）
- 第十七章 議員の派遣（第二百二十九条）
- 第十八章 補則（第三百十条）

附則

第一章 総則

（参集）

第一条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第三条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

中略

第百八条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第百九条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第百十条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第百十一条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第百十二条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第百十三条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第百十四条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第百十五条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮つて決める。

第十四章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第百十六条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第百二条((秘密の保持))第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第百十七条 懲罰については、議会は、第三十八条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第百十八条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第百十九条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第百二十条 出席停止は、〇日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第百二十一条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議

長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

第二百二十二条 削除

(懲罰の宣告)

第二百二十三条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十五章 会議録

(会議録の記載事項)

第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
 - 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
 - 三 出席及び欠席議員の氏名
 - 四 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 - 五 説明のため出席した者の職氏名
 - 六 議事日程
 - 七 議長の諸報告
 - 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - 九 委員会報告書及び少数意見報告書
 - 十 会議に付した事件
 - 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - 十二 選挙の経過
 - 十三 議事の経過
 - 十四 記名投票における賛否の氏名
 - 十五 その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

〈第二百二十四条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕

(会議録の記録事項)

第二百二十四条 会議録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成し、当該会議録に記録する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三 出席及び欠席議員の氏名
- 四 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- 五 説明のため出席した者の職氏名
- 六 議事日程
- 七 議長の諸報告
- 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 九 委員会報告書及び少数意見報告書
- 十 会議に付した事件
- 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項